

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の夏季延長に関して

当社は、国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、「本事業」といいます）に参加申請し採択されております。

2025 年 8 月～10 月分（7 月使用分から 9 月使用分）の電気料金において、本事業に応じた特別措置を適用いたします。なお、本事業の適用にあたり、お客さまから当社に申し込みいただく必要はありません。

1. 本事業の概要

2025 年 4 月 22 日の記者会見にて、石破内閣総理大臣から発表された、7 月・8 月・9 月の 3 ヶ月について、電気・ガス料金支援の実施に伴い、政府が各小売電気事業者を通じて、電気・ガス料金の値引きを行うものです。

2. 適用対象・実施期間

当社と低圧・高圧の電気需給契約を締結されている全てのお客さまが対象
2025 年 8 月～10 月分（2025 年 7 月～9 月使用分）の電気料金について値引きを行います。

3. 値引きの内容

電気の使用量に応じて以下の値引きを行います (税込)

供給区分	8 月分	9 月分	10 月分	モデルケース
低圧	2.0 円/kWh	2.4 円/kWh	2.0 円/kWh	400kWh/月の値引額では、 8 月分は 800 円、9 月分は 960 円
高圧	1.0 円/kWh	1.2 円/kWh	1.0 円/kWh	

4. 値引き額の確認方法

各月の請求明細に「政府の支援割引」として値引き額が掲載されます。
※最低料金の設定があるプランをご契約のお客さまについては、最低使用量分と超えた分それぞれに適用されます。

本事業の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の[特設サイト](#)又はお問い合わせ窓口へお問い合わせください。

お問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-013-305 平日 9:00～17:00（年末年始を除く）

以上